

# 令和2年度第23回庁議 議事要旨(記録)

令和3年1月13日庁議資料

開催日 令和2年12月22日 (火曜日)  
開催場所 市長公室  
開始時間 午前 10時00分  
終了時間 午前 11時00分

## 庁議内容

- 付議
- 1 国立市総合防災計画の修正について
  - 2 国土強靱化地域計画の策定について
  - 3 第5期基本構想第2次基本計画の修正について

## 出席者(13名)

庁議メンバー  
(13名)

副市長  
教育長  
政策経営部長  
行政管理部長  
健康福祉部長  
子ども家庭部長  
生活環境部長  
都市整備部長  
都市整備部参事  
会計管理者  
議会事務局長  
教育次長  
生涯学習・文化・スポーツ推進担当部長

代理出席者

## 【付議】

1. 国立市総合防災計画の修正について  
・説明員：防災安全課長  
(内容は別紙「庁議付議事案 審議要旨」のとおり)
2. 国土強靱化地域計画の策定について  
・説明員：政策経営課長  
(内容は別紙「庁議付議事案 審議要旨」のとおり)
3. 第5期基本構想第2次基本計画の修正について  
・説明員：政策経営課長  
(内容は別紙「庁議付議事案 審議要旨」のとおり)

付議事案名：国立市総合防災計画の修正について

提案課 行政管理部 防災安全課

議事要旨公開・時限非公開の別

- ①  決裁後公開します  
②  (庁議で集約) 後公開します

(※②をチェックした場合、その理由)

1. 付議事案の概要

1. 付議目的（理由）  
市・都及び関係機関並びに市民が連携してその有する全機能を発揮し、市の地域における減災対策、応急対策及び復旧・復興対策を適切に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として平成27年11月に修正された国立市総合防災計画について、計画策定から概ね5年が経過したことから、計画の修正を実施することにについて庁内の合意を得るために付議するものである。
2. 経過及び現状  
平成27年11月：国立市総合防災計画修正  
令和元年7月：東京都地域防災計画（地震編）修正  
令和2年12月：国立市防災対策等推進会議開催  
令和3年2月：東京都地域防災計画（風水害編）決定・公表予定
3. 具体的な措置  
計画の修正概要及びスケジュールについて、令和3年国立市議会第1回定例会総務文教委員会及び令和3年度第1回国立市防災会議において報告を行う。

2. 集約

原案の内容で確認し、事務を行っていく。

3. 主な意見・質疑・確認事項等

特になし。

付議事案名：国土強靱化地域計画の策定について

提案課 政策経営部 政策経営課

議事要旨公開・時限非公開の別

- ①  決裁後公開します  
②  （庁議で集約）後公開します

（※②をチェックした場合、その理由）

1. 付議事案の概要

1. 付議目的（理由）  
国土強靱化基本法第13条の規定により、国土強靱化地域計画を策定するため、その策定体制や策定期等について全庁的な合意形成を図るため付議するものである。
2. 経過及び現状  
(1) 平成25年11月・・・国土強靱化基本法の制定  
(2) 平成26年6月・・・国土強靱化基本計画策定（平成30年12月見直し）  
(3) 平成28年1月・・・東京都国土強靱化地域計画策定
3. 具体的な措置  
別紙「国土強靱化地域計画の策定について」の内容を庁議で確認し、決裁により決定後、第2次基本計画や修正を行う総合防災計画等との整合を図りつつ、令和4年度中の計画策定に向けて事務を進める。

3. 主な意見・質疑・確認事項等

特になし。

2. 集約

原案の内容で確認し、事務を行っていく。

付議事案名：第5期基本構想第2次基本計画の修正について

提案課 政策経営部 政策経営課

議事要旨公開・時限非公開の別

- ①  決裁後公開します
- ②  （庁議で集約）後公開します

（※②をチェックした場合、その理由）

1. 付議事案の概要

- 1. 付議目的（理由）  
第5期基本構想第2次基本計画は令和2年5月に計画決定したところである。しかしながら計画決定直前に発生した新型コロナウイルス感染症による影響については反映できていない。ついては、計画を再度点検し、必要に応じて修正を行うべく、その方針について全庁的な合意形成を図るため付議するものである。
- 2. 経過及び現状  
(1) 平成30年12月・・・第5期基本構想第2次基本計画策定に着手  
(2) 令和2年5月・・・計画決定
- 3. 具体的な措置  
別紙「第5期基本構想第2次基本計画の修正について」の内容を庁議で確認し、決裁により決定後、庁内向けの書面調査を実施して検討を進める。令和3年5月頃までに計画案を作成し、パブリックコメントを実施したのち、令和3年10月の計画修正を目指す。

2. 集約

原案の内容で確認し、事務を行っていく。

3. 主な意見・質疑・確認事項等

特になし。